

## 窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1割負担の場合と比べたときの1か月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入します。

### 配慮措置が適用される場合の計算方法

- 配慮措置は高額療養費の仕組みで実施。具体的な計算方法は以下のとおり。  
※ 対象者の外来での窓口負担上限額を「6,000円＋（医療費－30,000円）×0.1」又は18,000円のいずれか低い額とすることで対応。

#### 例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

- 窓口負担割合が1割の場合、窓口負担額は5,000円（①）。
- 単に窓口負担割合が2割とした場合、窓口負担額は10,000円（②）となるが、1か月5,000円の負担増（③）を3,000円（④）に抑制するため、配慮措置として、差額の2,000円（③－④）分、払戻し又は現物給付を行う。
- 結果として、外来での窓口負担額は、8,000円にとどまる。  
※  $6,000円 + (50,000円 - 30,000円) \times 0.1 = 8,000円$

|                |         |
|----------------|---------|
| 窓口負担割合 1割のとき ① | 5,000円  |
| 窓口負担割合 2割のとき ② | 10,000円 |
| 負担増 ③ (②－①)    | 5,000円  |
| 窓口負担増の上限 ④     | 3,000円  |
| 払い戻し等 (③－④)    | 2,000円  |

